

みんなねっとの活動

■ **航空運賃割引精神障害者にも適用実現!**

全国精神保健福祉社会連合会(みんなねっと)は、鉄道だけでなく、船舶・タクシー・高速道路等公共交通運賃の他障害同等の割引実現を求めてきています。航空(飛行機)についても「一般社団法人全国航空事業連合会」へ他障害同等の航空運賃割引の要請(2015年6月26日)を行ってきていました。

そのような運動を続ける中、2018年9月21日、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長名で国土交通省と協議の上、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛てに「障発 0921 第 8 号・障害者に対する航空旅客運賃割引について(通知)」が周知されました。

JAL、ANA とも身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者に対して、本人と介護者 1 名の割引を行う。1 種 2 種の区分は行わない。等級も問わないとの画期的な内容になっています。

この発表を受けてみんなねっと事務局では、JAL と ANA に対して、御礼と

併せて実施に踏み切った背景について問い合わせた結果、より詳細な回答うを得ました。

【JAL】身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者に対して、本人と介護者1名の割引を行う。1種2種の区分は行わない。等級も問わない。

2020年のオリンピックパラリンピック開催に向けて、バリアフリーの機運が高まってきている。

バリアフリー関連についてはJALにも社会的な役割として求められていることが背景。割引実施は当社独自の判断。厚労省からの要請があった。

【ANA】身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者に対して、本人と介護者1名の割引を行う。1種2種の区分は行わない。等級も問わない。また従来手帳に航空運賃割引の承認印(障害福祉課などの窓口)が必要だったが必要なくなった。「定期航空協会」の要請があった。

オリンピック東京大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーの推進が施策として進められています。2月20日には「UD2020 関係閣僚会議」において「UD2020 行動計画」が決定されています。

また、全国の家族会の働きかけにより32都道府県で「他障害同等の交通運賃割引の実現を求める意見書」が採択され、市町村では、政令指定都市を含め166の市町村議会で採択されています。

これらの動きを背景に、とりわけJRの運賃割引を引き続き求めていきましょう。

引用元；みんなねっと2018年12月号(全文引用)